

# 預かり保育の利用方法について

預かり保育は、保護者の就労、産前・産後、病気、親族の介護等により家庭で保育ができない方が利用できます。

預かり保育を利用した場合の利用料は「1日あたり450円」となり、利用日数に応じた額を翌月の中旬に請求いたします。

ただし、栗原市に「栗原市子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」を提出し、認定を受けている期間の利用料は、次のとおりとなります。

①認定理由と預かり保育を利用した理由が同一の場合

⇒預かり保育料は無償となります。

②認定理由と預かり保育を利用した理由が異なる場合

⇒就労を理由として認定を受けた場合で、授業参観等により預かり保育を利用した場合など、認定理由と異なる部分が有料となる場合があります。

定期預かり保育 (教育委員会に申請)	月～金曜日	延長保育 AM7:00～AM7:30	預かり保育 AM7:30～AM8:30	登園時間 AM8:30～AM9:00	教育時間 AM9:00～PM1:00	預かり保育 PM1:00～PM6:30	延長保育 PM6:30～PM7:00
	土曜日及び 長期休業日	延長保育 AM7:00～AM7:30	預かり保育 AM7:30～PM6:30				延長保育 PM6:30～PM7:00
一時預かり保育 (幼稚園に申請)	月～金曜日	一時預かり保育 AM7:00～AM8:30		登園時間 AM8:30～AM9:00	教育時間 AM9:00～PM1:00	一時預かり保育 PM1:00～PM7:00	
	土曜日及び 長期休業日	一時預かり保育 AM7:00～PM7:00					

## 定期預かり保育

幼稚園に入園している園児の両親及び同居の65歳未満の祖父母（利用希望月の初日現在の年齢による）が日常的に園児の保育をできない場合が対象になります。

※「若柳認定こども園」を利用する場合で、日常的に預かり保育が必要な場合は、「2号認定（保育認定）」としてお申込みください。

<申請書類>

- ①栗原市立幼稚園定期預かり保育利用申請書
- ②栗原市子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ③申請理由に応じた添付書類（※園児の両親及び65歳未満の祖父母が対象）

<添付書類の例> 父母は就労、祖父は病気・けが、祖母は曾祖父の介護の場合

父：就労証明書 母：就労証明書

祖父：疾病状況申立書

祖母：曾祖父の介護保険被保険者証の写し（要介護状態区分等がわかる箇所）



## 預かり保育の申請理由及び申請書添付書類

申請理由	添付書類
①就労	就労証明書
②出産（予定）	母子健康手帳の写し（出産（予定）日がわかる箇所）
③育児休業休暇のため	育児休業休暇を取得していることが確認できる書類の写し（就労証明書等）
④病気・けが	父母：診断書の写し 祖父母：疾病状況申立書
⑤心身の障がい	障害者手帳の写し
⑥親族等の看護	診断書の写し（入院等の状況がわかる書類）
⑦親族等の介護	介護保険被保険者証の写し（要介護状態区分等がわかる箇所）
⑧災害復旧へ従事等	被災したことがわかる書類の写し
⑨就学	在学証明書等の写し（就学の状況がわかる書類）
⑩求職中	栗原市立幼稚園定期預かり保育利用申請書の裏面「保育を必要とする理由」欄に具体的な理由を記入ください。 ※保育を必要とする理由が分かる書類の提出をお願いする場合があります。
⑪その他	

### 一時預かり保育

一時的に保育が必要となる場合には、一時預かり保育を利用することができます。各幼稚園に申請書類を備え付けておりますので、利用予定がある際には、入園している幼稚園（若柳認定こども園を含む）の先生にご相談ください。  
※概ね1週間前までに申請をお願いします。

#### <申請書類>

##### ①一時預かり保育申込書

※「栗原市子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」を提出している場合で、認定理由と預かり保育を利用した理由が同一の場合、預かり保育料は無料になります。

月に数日程度、一時預かり保育の利用を予定し、預かり保育料の無償化を希望される場合は、あらかじめ「栗原市子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」に申請理由に応じた添付書類（父母のみ）を添えて申請してください。

### よくあるご質問

Q1 朝だけ、または午後だけの利用でも預かり保育の利用申請が必要ですか？

A1 定期預かり保育又は一時預かり保育の利用申請が必要となります。

Q2 延長保育利用や土曜日利用は、誰でも利用できるものですか？

A2 就労の時間帯や勤務地などの状況を確認させていただき、必要性があると認められる場合は利用可能です。

Q3 月曜日から金曜日まで定期預かり保育を利用していますが、土曜日にも預かり保育が必要な場合はどうすればよいですか？

A3 預かり保育が必要な日に一時預かり保育を利用できます。

Q4 1年間で預かり保育が休みの日はありますか？

A4 日曜日、祝日及び12月29日から1月3日（年末年始）はお休みです。

